

令和5年第5回教育福祉常任委員会会議録

1. 日 時 令和5年9月14日（木）
2. 場 所 白井市役所本庁舎 4階大委員会室
3. 議 題
 - （1）議案第3号 白井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - （2）議案第4号 令和5年度白井市一般会計補正予算（第7号）のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について
 - （3）議案第5号 令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
 - （4）議案第6号 令和5年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第1号）について
 - （5）議案第7号 令和5年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - （6）閉会中の継続調査について
4. 出席委員

柴 田 圭 子 委 員 長	徳 本 光 香 副 委 員 長
秋 谷 公 臣 委 員	伊 藤 仁 委 員
荒 井 靖 行 委 員	石 原 淑 行 委 員
岩 田 典 之 議 長	
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者

市執行部	
市 長	笠 井 喜久雄
福 祉 部 長	板 橋 章
健康子ども部長	池 内 一 成
教 育 部 長	宗 政 隆 雄
社会福祉課長	金 井 早 苗
障害福祉課長	鈴 木 智 子
高齢者福祉課長	竹 内 崇
子育て支援課長	相 馬 正 樹
健 康 課 長	松 岡 正 純
保険年金課長	奥 村 敏 直
教 育 部 参 事	榛 沢 宏 一

	生涯学習課長	山 本 敏 行
	文化センター長	高 花 宏 行
7. 会議の経過	別紙のとおり	
8. 議会事務局	議会事務局長	永 井 康 弘
	庶 務 係 長	今 井 好 美
	主 任 主 事	石 井 治 夫

委 員 長 の 挨 拶

○永井康弘議会事務局長 こんにちは。定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。まず、会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田圭子委員長 こんにちは。今日は午前中、中学校の運動会、体育祭が行われまして、教育福祉の委員が1人も行かないのもというので、無理にお願いしまして、午後にずらさせていただきまして、ありがとうございました。おかげさまでみんなそれぞれの中学にて生徒たちの活躍を見ることができました。

今日早速補正予算の審議があります、あと、条例の改正もあります。それぞれに勉強されていると思いますので、充実した質疑を行っていただきますよう、また御協力をよろしくお願いいたします。

市 長 の 挨 拶

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございました。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、こんにちは。柴田委員長からありましたが、暑い中、運動会を見学いただきまして、誠にありがとうございます。子どもたちも皆さん来ると励みになると思います。

本日の教育福祉常任委員会では、議案第3号、議案第4号のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目、議案第5号から議案第7号の5議案について審議をお願いするものでございます。

委員の皆様には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございました。

笠井市長におかれましては、この後公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては柴田委員長をお願いいたします。

会 議 の 経 過

開会 午後 1時30分

○柴田圭子委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

次に、マスク着用での発言に対しては、マイクによる音声認識に御配慮いただき、明瞭に発声いた

だきますようお願いいたします。また、発言は必ず挙手の上、委員長の指名に基づき行ってください。
これから日程に入ります。

(1) 議案第3号 白井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 日程第1、議案第3号 白井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないようお願いいたします。

質疑はございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 今回の議案の内容なんですが、今まで国や県や市が、また、介護保険料で総合的に補っていた介護保険の制度に入っている方へのおむつの支給について、財源が65歳以上の第1号保険者の方から徴収することにするということで、この制度は維持されるということは本当によかったと思っているんですが、これについて介護保険の運営委員会で全会一致で賛成が得られたという説明がありました。

そこで、議事録の概要なんですが、読ませていただいたところ、ちょっと心配なことが書いてあったので、それについて確認します。

議事録によると、白井市に住所があるが、白井市の介護保険に加入していない人が僅かにいて、今回の見直しでそうした人が対象外となると書いてあるんですけど、この背景というのはどういうことなんでしょうか。

というのは、介護認定3以上、要介護3以上の方に今までおむつが支給されていたということは、ちゃんと認定されていて、介護保険に入っているということなのかなと思ったんですが、この支給外になってしまう方の説明をお願いします。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 今回対象から外れるのは、住所地特例という制度がありまして、白井市の被保険者になっていない方がいらっしゃいます。その方について対象から外れるという形になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 住所地特例とおっしゃいましたか。〔「何か分らないですよ」〕という者あり〕すいません、その説明をお願いいたします。申し訳ない。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 基本的には、白井市に住所がある方というのは、原則としては白井市の

被保険者になります。ただ、例えば、特別養護老人ホームとか施設に入っている方、この方についてはもともとの住所地の市町村が保険者となるという制度がございます。それに該当する方が若干名いらっしゃるということになります。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、今回その対象外になる方というのは何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 今回紙おむつの給付の関係でこの住所地特例によって対象から外れる方というのは、現時点で受給している方で6名いらっしゃいます。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 この全会一致で賛成されたという会議、介護保険運営協議会では、対象外になってしまう方がいるという発言の後には、概要版なので、どういう発言があったか分からないんですが、これに対して何か要望とか意見はありましたか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 同様の対応をほかの市町村で実施しているところがあって、もともとそれが、対象から外れているのが当然だと思っている委員さんがいらっしゃいました。そのようなことから、「それはしょうがないですね」という話があったというのが実際のところです。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 今の問題、救済措置というのは考えていらっしゃいますか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 保健福祉事業として実施するに当たって現時点では考えておりません。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、今後も、6名ですけど、一般会計でこの分を補うですとか、今回このサービスを維持されるに当たって、やっぱり最低限度の衛生的な生活を維持するための支援ということで考えて、維持するように結論を出していただいたと思うんですけど、この外れる方に関して今後検討する予定などはないのでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 現時点で同様の対応、この状況の中でほかの市町村等で対応しているところをちょっとうちのほうでまだ把握しておりませんで、ほかの市町村等の状況等を再度確認してい

きたいと思っております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

石原委員。

○石原淑行委員 今の外れた方ということで、特養等に入居されているということで、特養等で配布されるということはあるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 すいません、ちょっと説明が足りなかった部分があるかと思いますので、補足も併せて説明させていただきます。

特別養護老人ホームに入っている方というのは、基本的には介護給付の中で紙おむつが支給されている方になります。ですので、今回そういった方については紙おむつ自体は手元に届いていると認識しております。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 今の関連なんですけども、となると、今回6人いらっしゃるということなんですが、6人の方の中で今回救済されない人というのはどのぐらいいらっしゃるんですか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 現時点で紙おむつの対象になっているけど、外れてしまう方が6人、救済の今やる予定がない部分で6人という形になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 今のちょっと内訳を詳しく御説明いただけないでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 それでは、その6名というのがどういった状況の方かというのをまず説明させていただければと思うんですけども、現在白井市内で今言った住所地特例で紙おむつが給付を受けられない状況になる方というのは、サービス付き高齢者向け住宅、こちらに入っている方になります。その方たちというのは、基本的にはもともと市外のところから白井市に住所を移した方、サービス付き高齢者向け住宅というのが住所地特例対象施設になっていますので、そこに入る方についてはもともとの住所地市町村の被保険者になっているという状況です。その方が6名いらっしゃって、今回対象から外れるという方になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 板橋福祉部長。

○板橋 章福祉部長 私も、多分同じようなレベルで疑問に思ったので、同様に思っているのだろう

などと思うので、今回住所地特例というのは、例えば、印西市とか船橋に住んでいた方が安心して生活したいということで、介護保険の対象外の施設の高齢者住宅とかに入っている方が住所地特例で今、サービス付き高齢者住宅、これは介護保険の外なんですね。そういう高齢者向きサービスがあるところで、介護保険のサービスはもちろん受けることができるんですけど、そもそも特養とかとは違う並びの中で、民間の、本当にマンションだと思っていただいていいです。そこに高齢者の面倒を見てくれる方がいるような民間のマンションだと思っていただいていいんですけども、そこに何かの事情で印西市から白井市に來たと。ただ、介護保険は印西市で入っているんです。なので、そういう方が6名いると。今回紙おむつ、これは白井市の介護保険料でやるので、印西市の介護保険に入っている方は対象外にしますと、そういうことです。

以上です。

○柴田圭子委員長 伊藤委員。

○伊藤 仁委員 ということは、例えの例で、印西市のほうでも同じような適用にすれば、その人は印西市からもらえるということの理解でよろしいですか。

○柴田圭子委員長 板橋福祉部長。

○板橋 章福祉部長 印西市のほうで条件が整えば、どういう条件、印西市が同じことをやっているかどうか分からないですけども、その市町村で条件が整えば、もらえるかももらえないか分からないですけども、もらえることもあるかということになります。必ずとは言い切れませんが、同等条件であれば、その家族に行くとかということはあるかもしれません。

以上です。

○柴田圭子委員長 秋谷委員。

○秋谷公臣委員 確認します。

白井市の方が6名と分かっているんだったら、例えば、印西市の行政とこちらの白井市の行政でお互い話し合っ、て、こういうことでと折り合いつけて、逆の立場もあるので、その辺のところは行政、担当者同士でそういう話合いというのは持つ機会があるんですか。

○柴田圭子委員長 板橋福祉部長。

○板橋 章福祉部長 今現状でどこの市町村につながるかは分からないんですけども、現状では話合いを持つ余地は今のところないと思っています。

ただ、さっき竹内課長も言ったように、このやり方が、ほかの市町村どうしているのかと、その部分気になるところなので、そこは調査しましょうというのがさっきの竹内課長の話でございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 そうすると、6人の方が実際問題どういう状況なのかというのを後で御報告いただけるということでよろしいですか。

○柴田圭子委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時54分

○柴田圭子委員長 会議を再開いたします。

板橋福祉部長。

○板橋 章福祉部長 荒井委員から出してくれということだったんですけど、そもそも議案と離れたところの話なのかなと思いますので、資料請求をしていただければと思います。資料請求でうちのほうで分かる範囲では回答させていただきたいと思います。

以上です。

○柴田圭子委員長 ということでよろしいですか。

では、この議案第3号の介護保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありますか。よろしいですか。

伊藤委員。

○伊藤 仁委員 変更になると1号被保険のほうでもらうということで、保険料に当然市の持ち出しも出ていると思うんですけども、市から1号保険に行っている割合というのは分かっているのがありますか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 今回変更後の保健福祉事業については、1号保険料、要は65歳以上の方が納めていただくお金で100%賄うような形になります。一般会計等からの繰入れは入らないようになります。

以上です。〔「了解」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 よろしいですか、ほかに。

それでは、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、反対討論の方ございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 この議案に反対の討論をいたします。

質問の中でも回答いただいて、本当に正確に分かっているかどうかという点は不安があるんですけども、とにかく私たちの会派、日本共産党としての判断としては、全会一致で賛成されたという介護保険運営委員会の中で出た事実についてやはり不安があります。

白井市民の方で今までおむつの支給をしていた方のうち6名が今後対象外になるということで、それについて白井市として一般会計で補う、またはほかの市でもらえるようにするなど、何かやってく

ださるのかという質問に対しては、今のところは話し合う余地がないということと救済措置は考えていないという回答でした。

いろんな事情があるということは回答から想像はできるんですが、今まで受けられていたサービスを市内に居住している方が受けられなくなるというのは1人でもいてはならないという考えから、また、白井市もSDGsで誰一人取り残さないということをうたっていますので、これは本当にすばらしい考え方ですけど、実行するには覚悟が要ると思います。ほかのサービスを受けられるまでの緩和措置、それまでは続けるなどの対策をぜひ取っていただきたいと思っています。

以上です。

○柴田圭子委員長 では、次に、賛成討論の方ございますか。

石原委員。

○石原淑行委員 これまでの激変緩和措置をしてきて、国はこの制度を廃止するところの激変緩和措置として市で行ってきての、さらには今後介護保険料にして何とか続けたいというこの市の取組の事業に対しては賛成です。

○柴田圭子委員長 反対討論ございますか。ほかは討論ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立多数です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第3号は、原案のとおり可決されました。

(2) 議案第4号 令和5年度白井市一般会計補正予算(第7号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について

○柴田圭子委員長 日程第2、議案第4号 令和5年度白井市一般会計補正予算(第7号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

一般会計補正予算の部分お願いいたします。開いてください。大丈夫ですか。

では、議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。民生費中、特別会計への繰出金は総務でやったところなので、除きます。また、現員現給予算については質疑をお控えください。

では、最初に、歳出について質疑を行います。15ページから所掌の部分です。よろしいですか。

では、15ページの、民生費、3款、社会福祉費、3款1項、それから、次のページ、社会福祉費、15ページ、16ページについて質疑があればお願いいたします。

荒井委員。

○荒井靖行委員 まず、今委員長から話がありました現員現給ということなんですけども、実は検索しても意味がよく分からない。人を減らして給料を減らすんですかとか、そういう具合にしか分からない人も多いのではないかと思います。私も含めてそうです。すいませんが、内容の御説明をお願いいたします。

○柴田圭子委員長 金井社会福祉課長。

○金井早苗社会福祉課長 今の現員現給の考え方というか、御説明をさせていただきたいと思います。

当初予算を計上しますときに、まだ新年度の職員体制が決まっておきませんので、要は、今回でいきますと令和4年度の職員体制で人件費を当初予算という形で計上しております。新年度を迎えまして、職員の人事異動等で職員体制が新年度から固まったところで、その職員の給与等に合わせて人件費を増減しているというところで、現員現給という表現で書いております。

以上です。

○柴田圭子委員長 お分かりになりましたか、荒井委員。

荒井委員。

○荒井靖行委員 「げんいんげんきゅう」というのは漢字で言うとどのような字を書くのでしょうか。

○柴田圭子委員長 金井社会福祉課長。

○金井早苗社会福祉課長 現在の現という字に人員の員、また、現在の現という字に給与の給という文字を書きます。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

では、続けます。15ページから16ページにかけての社会福祉費について質疑ありませんか。

それでは、続いて、16ページ一番下の児童福祉費に入ります。児童福祉費が16、17、17ページまで児童福祉費があります。児童福祉費全般であればお願いします。

石原委員。

○石原淑行委員 17ページ、3款2項、ひとり親福祉費、2)ひとり親家庭支援事業の19のひとり親家庭高等職業訓練促進給付金というものがありますが、これが164万8,000円ということで、この制度自体が、国家資格等の職業ということで、資格を得るための学校に通うということだと思うんですけども、この金額を見ると、月に7万500円というのが支払われるということなので、これは1人に対する、この給付を受けたのは1人の方でしょうか。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えいたします。

ひとり親家庭の高等職業訓練の促進給付金につきましては、令和4年度継続者3名おりましたが、令和5年に新規給付者2名が増加しまして、それに伴う増額分になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

石原委員。

○石原淑行委員 それでは、その下の高等職業訓練修了支援給付金というのが2万5,000円出ているということで、これは卒業して、学業修了したということでお祝い金が出たということでしょうか。確認です。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えいたします。

修了の支援給付金というのは、修了したとき、例えば、看護師の資格を3年かけて修了したと、修了した後に1回のみ、修了した、3年間通った後のいろいろな入学準備とかに要した経費を一部、終わった後に1回支給するということになります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 今のに関連するんですけども、もともとあった予算金額420万円に対して今回164万8,000円、かなり大きく増えているのはなぜでしょうか。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えいたします。

令和5年度の当初予算計上時は、令和4年の継続利用者3名分のみしか計上はしておりません。何人来るかというのはちょっと分かりにくいものですから、その分しか計上せず、こういった利用者が増えた場合には補正のほうで対応させていただいております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 同じ17ページの上のほうの7)の子ども医療費助成事業について、不足が見込まれる額として3,294万3,000円ということなんですが、当初の予算が1億2,900万強ということで、増額の割合がかなり大きいなと思いますが、どういう原因、高校生の部分とか、原因をお聞きしたいんです。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えいたします。

令和5年度の当初予算の計上時は令和4年度の決算見込みということで、扶助費に関して言いますと、1億9,721万2,000円計上しておりました。そして、今回、令和5年4月から6月までの3か月間

の実績を見ますと、1か月当たりの平均額、今後の支給額を計算すると不足が生じるということになってきます。これにつきましては、コロナ禍が終わりまして、受診控えというのが終わってきたところで、行動範囲も広がったりして、恐らくそういったところで病気ですとかけがですとか、そういったものが増えてきているかなと思っております。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかにありますか。

それでは、児童福祉費は終了したものとしまして、次が生活保護費と国民年金費、ここは現員現給になるので、よろしいかなと思いますが、いいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、次が、18ページが終わって、19ページ、衛生費の予防費、保健衛生費、衛生費、4款1項2目の予防費のところ、次のページまであります。19ページ、20ページで何かあればお願いします。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員 ページ数、19ページ、下段にありますけども、4款1項2目、5) 新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費、18番になりますけども、ちょっと長いんですけども、白井市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業補助金とありますけども、金額的には1,856万8,000円、これは6月補正で春夏接種分ということで補正がありましたけども、今回秋冬接種分ということですけども、これは春夏の、そういった違いというのはあるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

6月補正でさせていただいたところと制度の内容は同じでございます。6月補正の分は5月1日から9月3日までの分でございます、このたび9月から秋開始接種が始まるに伴いまして、9月4日から12月31日までの分を補正させていただくものです。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。19ページ、予防費と、一番下、指導費も入ります。19、20、公害対策費の前まで、あればお願いします。よろしいですか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 今の質問と同じところで、補助金等の返還金が1億4,100万円強ということで、その理由について伺います。多めに、足りないことがないように見込んだ結果ということでしょうか。

○柴田圭子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

多額の返還金があるという御指摘なんですけども、こちらについては、市民のワクチン接種を円滑に進めるために、十分な接種体制を整える必要があったこと、それから、未知のコロナの状況変化に市の対応が支障を来すことなく確実に対応できる万全の体制を確保するために、財源を十分に確保したことによる残額を返還するということで、このような額になっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、市がかなり力を入れてワクチン接種を進めていたと思うんですけど、それについては比較的目標どおりというか、進んだんでしょうか。

○柴田圭子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

コロナのワクチン接種は、本人の同意に基づいて、本人の意思で行われるものですから、接種するかしないかというのは本人が選択されることでありますけども、希望される方が速やかに接種いただけるような、そういった万全の体制を組みながら実施してきたところでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

それでは、民生費終わりました、今度は教育費のほうに進みたいと思います。教育費は25ページから27ページです。現員現給のところもありますが、一括で25、26、27、学校給食費のところまで、質疑があればお願いします。いいですか。よろしいですか。

では、次に……。〔「ごめんなさい、27ページも入っていますか」と言う者あり〕はい、最後まで。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 27ページの1) 学校給食センター総務事務に要する経費のところ、御説明で運営委員会を1回増やすということだったんですが、こういった事情で増やすことになったんでしょうか。

○柴田圭子委員長 榛沢教育部参事。

○榛沢宏一教育部参事 それでは、お答えします。

当初年2回の開催を予定しておりましたが、昨今の物価高騰の影響から賄い材料費にも影響が出ており、今後の学校給食費に係る検討が必要なことから会議を1回追加するために、今回の補正予算に上程に至っております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 ほかにありますか、27。

伊藤委員。

○伊藤 仁委員 資料でもらった数字、422万7,000何がしというのと、この補正に出ている数字が微

妙に違うんですけども、この違いは何でしょうか。

○柴田圭子委員長 榛沢教育部参事。

○榛沢宏一教育部参事 それでは、お答えします。

今回の額でございますが、436万2,000円ですけれども、固定料金の増額が422万7,880円、それから、変動費の増額といたしまして13万3,858円の合算した数字になります。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 いいですか。

教育費まで終わらせたということ。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 27ページの今と同じ学校給食センター運営に要する経費のところ、物価高騰分について、今回から、今後は一般会計で補填するということでしょうか。

○柴田圭子委員長 榛沢教育部参事。

○榛沢宏一教育部参事 今回の補正額に関しましては学校給食センターの経費でございまして、賄い材料費とは異なります。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 給食センターは分かるんですけども、桜台小・中学校の経費については、特にこのまま進めてやっていっても大丈夫ということなんでしょうか。

○柴田圭子委員長 榛沢教育部参事。

○榛沢宏一教育部参事 大丈夫でございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 次は歳入について質疑を行います。

ページ戻していただいて、10ページ、国庫支出金、15款1項、国庫支出金、国庫負担金、15款1項と、10ページの下の方、国庫支出金、それから、県支出金、雑入、10ページ、11ページで全部一括します。この中の民生費国庫負担金と書いてある部分、民生費国庫補助金、それから、衛生費国庫補助金、16款の県支出金も民生費県負担金、民生費県補助金、このページに集中していますが、これでもしあれば、よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 11ページ、雑入に会計年度任用職員等雇用保険負担金がありますが、これもよろ

しいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、次が、債務負担行為があります。6 ページです。ありましたか。債務負担行為の紙おむつ給付事業があります。これは質疑ありますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 今回議案や予算でも何回か紙おむつの給付のことが出てくるんですが、確認です。高齢者の紙おむつのほう介護保険の特別会計に出てくるので、ここに出てきている給付事業については、障害者の方対象の部分のみの債務負担行為ということでよろしいですか。

○柴田圭子委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 お答えします。

御指摘のとおりです。紙おむつ給付事業につきましては、対象者は、要介護3以上の方と、身体障害者手帳1、2級の方が対象となっているわけですが、要介護3以上の方については介護保険の特別会計から執行しておりまして、身体障害者1、2級の方がこちらの一般会計の債務負担行為からの支出という形になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに。

荒井委員。

○荒井靖行委員 今回初めてこの事業、債務負担行為ということなんですけれども、令和5年から令和7年度とあります。これの内訳と申しますか、何でこれ債務負担行為になったのか、それについて教えてくださいと思います。

○柴田圭子委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 まず、内訳について申し上げますと、令和6年4月から令和7年7月までの14か月分を計上する債務負担行為ということになっております。障がい者分につきましては、見込みとして月額6万2,000円程度の費用がかかるということで、先ほどの14か月分も掛け合わせまして99万2,000円を計上しているという形になります。

債務負担行為を設置した理由についてなんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、介護保険特別会計と一般会計でそれぞれの紙おむつの給付をさせていただいているんですが、実際の契約事務等につきましては介護保険特別会計を所管している高齢者福祉課のほうで一体として行っておりますので、債務負担行為の理由については、介護保険の特別会計のほうで高齢者福祉課からお答えしたほうがよいかと判断しております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

では、介護保険特別会計ところで聞いていただければと思います。

ほかにありますか、一般会計。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 先ほど19ページの事業番号5番の新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費の中で、負担金補助及び交付金の白井市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業補助金についてのお尋ねがあり、答弁をさせていただきましたが、それにちょっと補足をさせていただきたいと思います。

○柴田圭子委員長 どうぞ。

○松岡正純健康課長 この補助金については9月4日から12月31日までと答弁をさせていただきましたが、この秋開始接種については来年の3月31日まで実施される旨が決まっております。1月以降この補助金についてのあるかないかということはまだ現段階では定かではありませんが、1月以降も継続してこの補助による支援が実施されとなった場合には、今回補正させていただく分の残額がありましたら、それを活用させていただいて3月31日まで支援を続けさせていただくという予定で考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

分かりました。ありがとうございます。

では、説明が終わりましたので、これから討論を行います。初めに、反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

常任委員会に付託された議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第4号は、原案のとおり可決されました。

ここで席替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時35分

○柴田圭子委員長 会議を再開いたします。よろしいですか。

では、次の日程に入ります。

(3) 議案第5号 令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について

○柴田圭子委員長 日程第3、議案第5号 令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。現員現給予算についての質疑はお控えください。

まず、歳出について質疑を行います。

ページは開かれていますか。歳出は8ページ、9ページです。8ページ、9ページであれば、お願いいたします。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、次は歳入に戻っていただいて、7ページです。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑は終了したものといたします。

これから討論を行います。賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、これで討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり可決されました。

(4) 議案第6号 令和5年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第1号)について

○柴田圭子委員長 日程第4、議案第6号 令和5年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第1号)についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。現員現給予算については質疑をお控えください。

介護保険のほうは開かれましたか。

では、介護保険、まず、歳出について質疑を受けます。

10ページです。10ページ、1款、歳出、10ページの1款総務費、このページ、10ページ、11ページ入ります。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 次に、歳入についての質疑を行います。

歳入は8ページです。よろしいですか。

次が債務負担行為、5ページ、紙おむつ事業です。

荒井委員。

○荒井靖行委員 それでは、お尋ねいたします。

債務負担行為の御説明をお願いいたします。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 それでは、債務負担行為について御説明をさせていただきます。

まず、金額、先ほどとならってお話をさせていただきますと、金額につきましては、令和5年度がゼロ、それから、令和6年度が1年間分で1,452万9,000円、令和7年度につきましては、7月までの4か月分という形で484万3,000円、合計で1,937万2,000円を債務負担行為として設定させていただいております。

今回の債務負担行為につきましては、令和6年4月から7年の7月までの紙おむつの給付を対象としております。令和7年7月を終期とした理由としましては、紙おむつの給付対象者の要件としまして、非課税であること、こちらがございます。課税状況につきましては毎年7月には確定することから、7月前と後で対象者が変更となる場合がございます。これによりまして、事務局として現在は課税状況を2回確認しているような状況がありまして、事務上煩雑なことが実際になっております。このため、年度をまたいで事務を行うようにするために、今回債務負担行為を設定させていただくという提案になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

では、質疑はもうよろしいですか。

ほかに質疑はございませんか、全体でも。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、反対討論の方ございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 先ほどの議案第3号と連動して、こちらの議案にも反対の討論をいたします。

この中の債務負担行為に上がっていました紙おむつの支給事業についてです。これを維持することはとても評価していて、本当は賛成したいと思っていました。

それから、根本的な問題としては、やはりおむつの支給という、本当に大事で最低限のサービスについて、国がもう何年も前に予算を断つという判断をしたことで、自治体ごとにサービスをやるか続けるか問われることになるという、この状況が根本的には問題だと思っているんですが、その中でこの白井市がサービスを続けることを選んでくれたこと、また、この介護保険料のおむつの給付事業について、やり方を改善して、1回の確認で済むようにして、市民にも職員の皆さんにもいい制度にしたということはとてもよかったと思っていますが、先ほど第3号のほうでも明らかになったように、今回の変更によっておむつの支給がされない人が出る可能性があり、これに対してサービスが続くような措置というのが今のところ保障されていないということで、こちらにも反対いたします。

以上です。

○柴田圭子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

石原委員。

○石原淑行委員 この事業も事務側の事務手続を1回で済むということと、市民の皆さんにとっても再度手続しなくてもいいという、非常にいいことだと思いますので、賛成です。

○柴田圭子委員長 ほかに討論ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第6号は、原案のとおり可決されました。

(5) 議案第7号 令和5年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

○柴田圭子委員長 日程第5、議案第7号 令和5年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議において現員現給補正予算のみと説明がありましたので、よろしく願いいたします。つまり、一応後期高齢者の議案上げていただきたいんですけども、現員現給のみとなっておりますので、よろしいですね。

質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論がないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第7号は、原案のとおり可決されました。

(6) 閉会中の継続調査について

○柴田圭子委員長 日程第6、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時45分

